

◎佐賀県条例第22号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～284の3 略					1～284の3 略				
285 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士の登録を申請する者	通訳案内士登録申請手数料	5,100円	登録申請のとき	285 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく <u>全国通訳案内士</u> の登録の申請に対する審査	<u>全国通訳案内士</u> の登録を申請する者	<u>全国通訳案内士登録申請手数料</u>	5,100円	登録申請のとき
286 通訳案内士法第23条の規定に基づく通訳案内士の登録証の訂正	通訳案内士の登録証の訂正を受けようとする者	通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円	訂正申請のとき	286 通訳案内士法第23条の規定に基づく <u>全国通訳案内士</u> の登録証の訂正	<u>全国通訳案内士</u> の登録証の訂正を受けようとする者	<u>全国通訳案内士登録証訂正手数料</u>	4,000円	訂正申請のとき
287 通訳案内	通訳案内	通訳案内	4,000円	再交付	287 通訳案内	<u>全国通訳</u>	<u>全国通</u>	4,000円	再交付

改正前					改正後				
士法第24条の規定に基づく通訳案内士の登録証の再交付	士の登録証の再交付を受けようとする者	内士登録証再交付手数料		申請のとき	士法第24条の規定に基づく全国通訳案内士の登録証の再交付	案内士の登録証の再交付を受けようとする者	訳案内士登録証再交付手数料		申請のとき
288 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号） <u>第2条第1項</u> の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	旅行業の登録を申請する者	旅行業登録申請手数料	19,000円	登録申請のとき	288 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号） <u>第5条第1項</u> の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	旅行業の登録を申請する者	旅行業登録申請手数料	19,000円	登録申請のとき
289 旅行業法施行令 <u>第2条第1項</u> の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に	旅行業者代理業の登録を申請する者	旅行業者代理業登録申請手数料	15,000円	登録申請のとき	289 旅行業法施行令 <u>第5条第1項</u> の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に	旅行業者代理業の登録を申請する者	旅行業者代理業登録申請手数料	15,000円	登録申請のとき

改正前					改正後				
対する審査					対する審査				
290 旅行業法施行令第2条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行業の有効期間の更新の登録を申請する者	旅行業更新登録申請手数料	17,000円	登録申請のとき	290 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	旅行業の有効期間の更新の登録を申請する者	旅行業更新登録申請手数料	17,000円	登録申請のとき
291 旅行業法施行令第2条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業の変更登録を申請する者	旅行業変更登録申請手数料	11,000円	変更登録申請のとき	291 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業の変更登録を申請する者	旅行業変更登録申請手数料	11,000円	変更登録申請のとき
292から299まで 削除					292 旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行	旅行サービス手配業の登録を申請す	旅行サービス手配業登録申	15,000円	登録申請のとき

改正前					改正後				
					<u>業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査</u>	<u>る者</u>	<u>請手数料</u>		
					<u>293から299まで削除</u>				
300～407 略					300～407 略				
					<u>407の2 不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査</u>	<u>小規模不動産特定共同事業の登録を申請する者</u>	<u>小規模不動産特定共同事業登録申請手数料</u>	<u>60,000円</u>	<u>登録申請のとき</u>
					<u>407の2の2 不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の</u>	<u>小規模不動産特定共同事業の登録の更新を申請する者</u>	<u>小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料</u>	<u>60,000円</u>	<u>更新申請のとき</u>

改正前	改正後				
	<u>登録の更新の申請に対する審査</u>				
<u>407の2</u> ・ <u>407の2の2</u> 略	<u>407の2の3</u> ・ <u>407の2の4</u> 略				
	<u>407の2の5</u> <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請に対する審査</u>	<u>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を申請する者</u>	<u>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録申請手数料</u>	次に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区別に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1戸 8,000円 (2) 2戸以上4戸以下 9,000円 (3) 5戸以上9戸以下 11,000円 (4) 10戸以上19戸以下 12,000円 (5) 20戸以上29戸以下 13,000円 (6) 30戸以上39戸以下	<u>登録申請のとき</u>

改正前	改正後																																													
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">14,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(7) 40戸以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">49戸以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(8) 50戸以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">99戸以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(9) 100戸以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">21,000円</td> <td></td> </tr> </table>				14,000円					(7) 40戸以上					49戸以下					15,000円					(8) 50戸以上					99戸以下					17,000円					(9) 100戸以上					21,000円	
			14,000円																																											
			(7) 40戸以上																																											
			49戸以下																																											
			15,000円																																											
			(8) 50戸以上																																											
			99戸以下																																											
			17,000円																																											
			(9) 100戸以上																																											
			21,000円																																											
407の3～494 略	407の3～494 略																																													
備考 略	備考 略																																													

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1第288号から第291号までの改正規定及び次項の規定 公布の日
  - (2) 別表第1第407号の次に2号を加える改正規定 平成29年12月1日
  - (3) 別表第1第285号から第287号まで及び第292号から第299号までの改正規定 平成30年1月4日  
(旅行サービス手配業の登録の事前申請に係る手数料の徴収)
- 2 平成30年1月4日前に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定により同法第2条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の登録の申請が行われたときは、この条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第1第292号の規定の例による。